

# 令和4年度鶴岡市新規創業促進助成金

## 実施要領



令和4年6月

鶴岡市商工観光部商工課

## 1. 事業目的

本事業は、創業を志す方々の創業支援機関の活用を促進するとともに、高い経営知識を習得した新規創業者の起業及びUJターン人材の本市における開業を支援することで、本市の産業活性化を図ることを目的としています。

## 2. 助成金の対象者

鶴岡市内に事業所を開設するものであり、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす方が対象となります。

### (1)新規創業者(個人事業主・法人)

- ・令和3年4月1日以降に創業し、令和5年2月28日までに開業することが確実である者
- ・創業支援機関において経営知識を習得した者（特定創業支援等事業の受講）  
※市の定める支援機関の名称及び特定創業支援等事業は別表(P7)参照
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である者(以下の表参照)
- ・個人事業主にあつては、鶴岡市民(住民登録済)である者
- ・法人にあつては、鶴岡市を本店所在地として登記し、かつ本社機能を鶴岡市に置くもの

### (2)県外から市内に移住し開業した個人事業主

- ・本市に定住し、令和3年4月1日から令和5年2月28日の間に事業所を開設した者
- ・市の定める創業支援機関と連携する者(開業相談・事業連携等で創業支援機関と関わりを持つ者)
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である者(以下の表参照)
- ・居宅とは別に事業所を開設するもの又は居宅と事業用スペースが明確に区別できるものに限る。

### ○中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

(資本金の額又は従業員数のいずれかを満たしたもの)

業種	資本金の額(法人のみ)	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- ・事業形態は個人又は会社となります。
- ・みなし大企業は除きます。

※申請は、代表者1個人につき一度限りとします。(複数事業を開業する場合においても一度限りとしません。)

※鶴岡市で継続的に事業を行う方に限ります。期間限定の開業は認められません。

※廃業経験のある方の再起業も対象としますが、新事業開始前に特定創業支援等事業を受講することを要件とします。

※幅広い事業を対象としますが、以下の事業者については対象外とさせていただきます。

- ・法人の代表者となっている者の創業であるもの。
- ・給与収入や年金収入等のある者が、副業の位置づけで創業するもの。主たる事業であっても、売上が少額であるなど単独での経営が成り立たないと判断されるもの。
- ・資本金額又は出資総額の50%以上を国、地方公共団体又は特定の事業者が占めるもの。
- ・公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業を行うもの。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ・学校法人、宗教法人、組合、政治団体、その他本事業趣旨から不適切と判断される事業体や業種。
- ・フランチャイズ契約により開業するもの。
- ・他の者が行っていた事業を承継するもの(ただし、事業転換等を行うものを除く)。
- ・市のその他の事業開始(創業、開業、就農等)に係る補助金等の交付を受けるもの(ただし、空き店舗解消リフォーム事業補助金を除く)。
- ・市税の滞納があるもの。
- ・その他市長が適切でないと判断するもの。

### 3. 助成金の額

---

助成対象経費の3/4以内の額 (1,000 円未満切り捨て)

上限額 個人事業主30万円・法人50万円

ただし、以下のいずれかに該当し、かつ従業員を1名以上雇用するものにあつては、上限額を100万円とします。

(1) バイオサイエンス技術を事業化する法人

バイオサイエンス分野における、市内の工業高等専門学校、大学、大学院が関わった研究シーズを事業化する者により設立されたもの

(2) 高度なデジタル技術を事業化する法人

ビッグデータ、IoT、AI、ロボット等(高度なデジタル技術)やこれらを基に生み出された新しいサービスを提供するもの

※(2)にあつては、以下のようなものは該当しません。

- ・高度なデジタル技術やサービスのユーザーであるとみなされるもの
- ・高度なデジタル技術とは関連性の低い、又は関連性のない事業であるとみなされるもの 等

### 4. 助成対象経費

---

助成対象経費は、創業及び開業に要する経費であり、以下の一覧のとおりです。ただし、令和3年4月1日から令和5年2月28日までの間に発生し、支払いの完了したものであって、最も早い助成対象経費の発生日から1年以内に発生・支払完了したものに限ります。

## ○助成対象経費一覧

経費区分	留意事項・対象となる例
(1)不動産賃借料	<p>開業する場所の不動産賃借料、仲介手数料(新規契約のみ対象。更新契約、再契約等を除く。)</p> <p>※契約初月から3か月分を限度とする。</p> <p>※敷金・礼金・共益費や振込手数料は対象外</p> <p>※賃貸人及び転貸人が以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人又はその3親等以内の親族</li> <li>・申請者のグループ会社</li> <li>・申請者又はそのグループ会社の役員又は従業員</li> </ul> <p>※物件の全部又は一部を第三者に転貸して収益を得るものでないこと。</p> <p>(例) 不動産賃借料 @○○円×3か月分=○○円 仲介手数料 ○○円</p>
(2)行政書士手数料その他の開業に係る手続に要する費用	<p>開業手続き及び開業に際し必要な許認可・補助金等申請手続きに係る諸経費相当額</p> <p>(例) 登録免許税自己負担相当額 ○○円 行政書士手数料 ○○円</p>
(3)感染症予防を目的とした備品等購入費	<p>新型コロナウイルス等の感染予防対策として購入するもの</p> <p>(例) 消毒用アルコール @○○円×○本・リットル=○○円 空気清浄器 @○○円×○台=○○円</p>
(4)インターネット回線工事・契約手数料その他の事業所の情報化に要する費用	<p>事業のデジタル化を進めるために必要な経費</p> <p>※インターネット回線料金等は、契約初月から3か月分を限度とする。</p> <p>(例) インターネット回線設置工事 ○○円 プロバイダ料金 @○○円×3か月分=○○円</p>
(5)広告宣伝費	<p>ホームページ、パンフレット、企業ロゴデザイン作成等の経費</p> <p>※クリック課金広告、サーバーレンタル料等は対象外</p> <p>(例) ホームページ作成費 ○○円</p>
(6)事業に専用に利用する機械設備、工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費	<p>1組の税抜き価格が2万円以上のもの</p> <p>※汎用性の高い物品・中古品は対象外</p> <p>※個人間売買やオークションでの売買は対象外。また、購入した物品等の故障や不具合に係る修理費用も対象外</p> <p>(例) △△(機械設備、工具器具名)購入費 ○○円</p>
(7)パソコン、コピー機、営業車等に係る賃借料	<p>汎用性の高い事業用備品等のリース契約等に係る経費</p> <p>※契約初月から3か月分を限度とする。</p> <p>(例) △△(物品名)リース料 @○○円×3か月分=○○円</p>
(8)研修又は資格取得に係る受講料、旅費及び宿泊費	<p>※宿泊費の上限は1泊当たり1万円とする。</p> <p>(例) 受講料 ○○円、宿泊費 @○○円×○泊分=○○円</p>

(9)展示会又は商談会の参加に要する出展費、旅費及び宿泊費	※宿泊費の上限は1泊当たり1万円とする。 (例) 出展費 ○○円、宿泊費 @○○円×○泊分=○○円
(10)新規に開設する事業所に物品等を搬入する際に要する運搬費	(例) 運搬費 ○○円
(11)事業所リフォームに係る材料費	内装、外装や水回りのリフォーム等の各種材料費 ※工事費や汎用性の高い物品の購入費は対象外 (例) 材料費 ○○円
(12)その他創業に要するものとして市長が認めた経費	

※同じ対象経費について、国・県・市・各支援機関等のその他の補助事業との重複申請はできません。

※年額で支払するものについては、3か月分を上限に対象とすることができます。

(計算式:年額で支払う金額×3か月/12か月)

※店舗兼居宅に係るものについては、店舗と居宅の区分が明確でないものは対象とすることができません。

※汎用性の高い機器、財産の取得に係る経費は対象となりません。

(パソコン・コピー機・営業車両等の賃貸料・リース料は対象になります)

※本制度により取得し、又は効用が増加した財産のうち、単価50万円(税抜き)以上のものは「処分制限財産」に該当し、助成事業が完了し、助成金の交付を受けたあとであっても、減価償却資産の耐用年数内は処分(助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等)が制限されます。

※申請に当たっては事業期間内に発生する全ての経費を積み上げる必要はありません。

※助成対象経費として記載した内容については、金額・支払日等を証明する領収書等の添付が必要です。なお、領収書等で支払内容が確認できない場合は、併せて契約書・請求書・明細書等の提出を求めることがあります。

## 5. 助成金交付申請

申請の流れについては、以下のとおりです。

### (1)特定創業支援等事業の受講・創業支援機関との関係構築

新規創業者については、創業支援機関において特定創業支援等事業の受講が必要です。受講後、商工課へ、特定創業支援等事業を受けたことの証明の申請を行ってください。

県外から市内に移住し開業した個人事業主については、創業支援機関への事前相談により関係構築を図ってください。

※支援機関の名称及び特定創業支援等事業は別表(P7)参照

※特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けるには、以下の条件が必要です。

- ・1か月以上にわたり、1回1時間以上、計4回以上の支援を受けること。
- ・経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得すること

## (2)助成金交付申請書の提出

商工課に必要書類を添えて助成金交付申請書を提出してください。

内容を審査し、適正と認められる場合、助成金の交付を決定し、交付指令書により通知します。

※令和3年4月1日以降に発生した創業・開業に要する経費について、遡って申請することができません。

※申請は、代表者1個人につき一度限りとします。(複数事業を開業する場合においても一度限りとします。)

※金融機関等から借入をされる方にあつては、資金調達の目途がついた後に交付申請手続きを行ってください。

※助成金対象経費期間について(最長1年間)

・始期 最も早い助成対象経費の発生日

・終期 助成対象経費最終支払日と開業日のいずれか遅い日(令和5年2月28日まで)

※助成金交付申請時に、助成対象経費の支払いが完了しており、開業している方については、実績額をもって申請し、併せて実績報告書を提出することで、交付手続きを簡略化することができます。

## ○提出書類

(1) 助成金交付申請書・事業計画書・収支予算書(規則様式第1号～第3号)

(2) 事業概要書(別記様式第1号)

(3) 本人確認書類

・公的身分証明書の写し(顔写真付きのもの)

運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、住民基本台帳カード 等

(4) 転入確認書類 ※県外から市内に移住し開業した個人事業主のみ提出

・住民票抄本の写し

(5) 創業の日が分かる書類

・法人・・・商業登記簿謄本の写し

・個人事業主・・・開業届の写し

(6) 創業支援機関で一定の経営知識を習得した証明書類 ※新規創業者のみ提出

・特定創業支援等事業を受けたものである証明書の写し(市で交付済みの者は提出不要)

・創業塾等を受講されている場合は修了証の写し

(7) 助成対象経費の内容が確認できる書類

・契約書、見積書、請求書、カタログ等

(8) 市税納付状況の照会に係る届出

(9) 暴力団排除に関する誓約書

※その他、助成金の審査にあたり追加書類の提出を求めることがあります。

## ○申請受付期間

令和4年6月9日(木) ～ 令和5年1月31日(火)

※予算の額に達した場合、期間内であっても受付を終了します。

## 6. 実績報告

---

交付申請時に記載した事業期間を経過したのちに、速やかに必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

※交付申請時の事業内容の大幅な変更(業種変更等)、総事業費の2割以上の増減がある場合には、変更事由の発生時点において変更申請書(規則様式第5号)の提出が必要です。

※その他審査において重大な変更と認められる場合、交付決定の取消となる場合があります。

### ○提出書類

- (1) 助成金実績報告書・事業報告書・収支計算書(規則様式第9号、第1号)
- (2) 事業概要書(別記様式第1号) ※交付申請時から変更がある場合のみ提出
- (3) 領収書の写し等の支払いの根拠となる書類

### ○実績報告書提出期限の目安

事業終了後10日以内 (最終期限 令和5年2月28日)

## 7. 助成金の支払い

---

実績報告内容が適切であり、事業の継続が認められる場合、助成金額を確定し、助成金を交付します。  
額の確定通知書の金額に従い請求書を提出してください。

助成金は請求書受理後30日以内に支払われます。

## 8. 情報公開

---

助成事業については、事業概要、事業所名、代表者氏名をホームページ等で公表することがあります。当該項目の公表については、申請者の了解を得たものとさせていただきます。

## 9. お問い合わせ及び書類提出先

---

鶴岡市商工観光部 商工課  
〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25  
TEL:0235-35-1299 FAX:0235-25-7111  
E-mail:[shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp)

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。  
申請内容や申請書の記載方法のご相談もお受けしておりますので、ぜひご相談ください。

(別紙)

鶴岡市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業

創業支援機関	認定事業の名称	認定基準時間
公益財団法人 庄内地域産業 振興センター	創業支援講座	指定分野の複数の講座を受講する。(1か月以上28時間(4回以上)以上)・一部の講座を修了できなかった場合は、創業個別相談を受ける。(1回1時間以上)
	創業個別相談	起業家育成施設のsmallオフィスに入居又はコワーキングスペースを利用。 1か月以上にわたって4回(1回当たり1時間)以上継続的な創業支援を受ける。
鶴岡商工会議所	創業塾	創業塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、不足する知識を個別相談で補足することで修了とみなすことができる。
	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
出羽商工会	創業塾	創業塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、不足する知識を個別相談で補足することで修了とみなすことができる。
	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
日本政策金融公庫	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
山形県信用保証協会	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
鶴岡信用金庫	若手経営者塾	若手経営者塾を修了する。 全日程を受講できなかった場合は、講義映像の視聴又は創業個別相談により不足する知識を補足することで条件充足とみなすことができるものとする。
	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
荘内銀行	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
山形銀行	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。
きらやか銀行	創業個別相談	1か月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。

※上記の事業により、創業に必要な【経営】【財務】【販路開拓】【人材育成】等の知識を得られるよう支援する。